

出雲商工会議所生命共済制度独自給付に関する運営要領

(目的)

第1条 この制度は、生命共済制度（以下、「主契約」といいます）の保障対象となっていない通院交通費等について、これを補完するため、出雲商工会議所（以下、「商工会議所」といいます）独自の見舞金、助成金、祝金・祝品給付を行うことを目的とするとともに、「見舞金、助成金、祝金・祝品制度」の支払に関する諸手続を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とします。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、主契約に加入する商工会議所の会員事業所（特定商工業者含む）の事業主、役員、従業員（以下、「被保険者」といいます）とします。

(責任開始日)

第3条 この運営要領は、主契約の加入日と同時に効力を有します。

(保障期間)

第4条 この運営要領の保障期間は主契約の保障期間と同一とします。

(申請有効期限)

第5条 申請有効期限は、結婚祝金、出産祝金、成人祝金、還暦祝金、人間ドック・PET検診助成金、永年勤続優良商工従業員表彰助成金については、事由発生から1年以内、不慮の事故による通院交通費助成金、病気による入院見舞金については、事由発生から2年以内とします。満了祝品については、申請は必要ありません。

(失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この運営要領は同時に効力を失います。

(支給)

第7条 保険期間中（5月1日～翌年の4月30日）に、1事由につき1回のみを支給とします。ただし、人間ドック・PET受診助成金については2年に1回の支給とします。

(結婚祝金、出産祝金、成人祝金、還暦祝金、満了祝品)

第8条 商工会議所は、被保険者がこの運営要領の保障期間中に次のいずれかに該当した場合、その被保険者について定められた額の結婚祝金、出産祝金、成人祝金、還暦祝金、満了祝品を支払いまたは贈呈します。但し、加入後1年以上経過している被保険者、または、事由が発生した時点で加入しており、かつ1年以上経過していないが、その後継続して1年経過した場合の被保険者を対象とします。

(1) 被保険者が結婚したとき。・・・別紙1の金額

夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

(2) 被保険者の子供が生まれたとき（第1子から）。・・・別紙1の金額

夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、夫婦の両者それぞれに
出産祝金を支払います。

- (3) 被保険者が成人（20歳の誕生日）を迎えたとき。・・・別紙1の金額
- (4) 被保険者が還暦（60歳の誕生日）を迎えたとき。・・・別紙1の金額
- (5) 被保険者が契約満了となったとき・・・祝品

(人間ドック・PET検診助成金、永年勤続優良商工従業員表彰助成金)

第9条 商工会議所は、被保険者がこの運営要領の保障期間中に次のいずれかに該当した
場合、その被保険者について定められた額の間ドック・PET検診助成金、永年勤
続優良商工従業員表彰助成金を支払います。但し、加入後1年以上経過している被保
険者を対象とします。また、人間ドック・PET受診助成金については2年に1回の
支給とします。

- (1) 被保険者が人間ドック・PET検診を受診したとき。・・・別紙1の金額
- (2) 被保険者が当所主催の永年勤続優良商工従業員表彰に申込し、負担金を納入
したとき。・・・1人当たり負担金の半額助成

(不慮の事故による通院交通費助成金、病気による入院見舞金)

第10条 商工会議所は、被保険者がこの運営要領の保障期間中に次のいずれかに該当
した場合、その被保険者について定められた額の通院交通費助成金、病気による入院
見舞金を支払います。

- (1) 不慮の事故（「不慮の事故」とは「急激かつ偶発的な外来の事故」をいいます）
を直接の原因として、1日以上通院したときに、次の通院交通費助成金を支払います。
但し、同一の事故による通院で通院初日から1年分について1回のみ
の支給とします。2年目以降の通院は対象外とします。関節炎、腱し
ょう炎等スポーツ疲労が原因の場合及び、不慮の事故によらない、
日常的な外力の積み重ねが原因と考えられる腰痛等による通院を除
きます。また、鍼灸・マッサージ・歯科医院を除きます。

初診 ～10回まで ・・・ 1口あたり 2,000円

11回～20回まで ・・・ 1口あたり 4,000円

21回以上 ・・・ 1口あたり 6,000円

但し、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院1日目の日
が属する月の加入口数を基準にして助成金を支払います。

なお、助成金の支払いは、保障期間中の一つの不慮の事故に限ります。

- (2) 病気により、3日以上入院したときに、見舞金を支払います。

但し、同一の病気による入院で入院初日から1年分について1回のみ
の支給とします。2年目以降の入院は対象外とします。また、人間ド
ック・PET検診、検査入院を除きます。

3日～30日まで・・・ 1口あたり 5,000円

31日～60日まで・・・ 1口あたり 10,000円

61日以上 …… 1口あたり 15,000円

但し、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした病気による入院3日目の日が属する月の加入口数を基準にして見舞金を支払います。

(結婚祝金、出産祝金、成人祝金、還暦祝金、満了祝品の請求手続)

第11条 被保険者は第8条の規定に該当した場合、「祝金請求書」を商工会議所に提出し請求を行うものとします。なお、次の書類を添付してください。満了祝品の請求書の提出は不要です。

(結婚祝金) 婚姻日が証明できる次の書類のいずれか。

・ 戸籍謄本または結婚式、披露宴の案内状の写し。

(出産祝金) 子供の生まれた日が証明できる次の書類のいずれか。

・ 戸籍謄本、住民票(続柄記載のあるもの)、母子手帳の写し。

(成人祝金) 添付書類は必要ありません。

(還暦祝金) 添付書類は必要ありません。

2. 商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

(人間ドック・PET検診助成金、永年勤続優良商工従業員表彰助成金の請求手続)

第12条 被保険者は第9条の規定に該当した場合、「人間ドック・PET検診助成金請求書」を商工会議所に提出し請求を行うものとします。「永年勤続優良商工従業員表彰助成金請求書」については、加入事業所から一括して商工会議所に提出し請求を行うものとします。なお、次の書類を添付してください。

(人間ドック・PET検診助成金) 人間ドック・PET検診の受診が証明できる次の書類。

・ 受診機関の領収証(受診内容の記載のあるもの)の写し。

(永年勤続優良商工従業員表彰助成金) 永年勤続優良商工従業員表彰への申込が証明できる次の書類。

・ 永年勤続優良商工従業員表彰負担金の領収証の写し。

2. 商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

(不慮の事故による通院交通費助成金の請求手続)

第13条 被保険者は第10条の規定に該当した場合、「通院交通費助成金請求書」を商工会議所に提出し請求を行うものとします。なお、診断書、通院証明書もしくは医療機関発行の領収書などの原本もしくは写しで、給付の対象となる内容を証明したものを添付してください。

2. 前項の内容について医療機関等に照会することがあります。

3. 商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります

(病気による入院見舞金の請求手続)

第14条 被保険者は第10条の規定に該当した場合、「入院見舞金請求書」を商工会議所に提出し請求を行うものとします。なお、診断書、入院証明書もしくは医療機関

発行の領収書などの原本もしくは写しで、給付の対象となる内容を証明したものを添付してください。

2. 前項の内容について医療機関等に照会することがあります。
3. 商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります

(結婚祝金、出産祝金、成人祝金、還暦祝金、満了祝品を支払わない・贈呈しない場合)

第15条 商工会議所は、被保険者が第8条の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、結婚祝金、出産祝金、成人祝金、還暦祝金、満了祝品を支払い・贈呈しません。

- (1) 結婚・出産した日から1年を経過して請求があったとき。
- (2) 成人(20歳の誕生日)から1年を経過して請求があったとき。
- (3) 還暦(60歳の誕生日)から1年を経過して請求があったとき。
- (4) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。
- (5) 給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

(人間ドック・PET検診助成金、永年勤続優良商工従業員表彰助成金を支払わない場合)

第16条 商工会議所は、被保険者が第9条の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、人間ドック・PET検診助成金、永年勤続優良商工従業員表彰助成金を支払いません。

- (1) 人間ドック・PET検診を受診した日から1年を経過して請求があったとき。
- (2) 永年勤続優良商工従業員表彰の申込をした表彰式の日から1年を経過して請求があったとき。
- (3) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。
- (4) 給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

(不慮の事故による通院交通費助成金を支払わない場合)

第17条 商工会議所は、被保険者が第10条の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、通院交通費助成金を支払いません。

- (1) その治療のための通院の原因である事由の発生日から2年を経過して請求があったとき。
- (2) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。
- (3) その治療のための通院の原因である事由の発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき。
- (5) 不慮の事故によらない、日常的な外圧の積み重ねが原因と考えられる腰痛等が原因のとき。

(6) 鍼灸・マッサージ・歯科医院への通院。

(病気による入院見舞金を支払わない場合)

第18条 商工会議所は、被保険者が第10条の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、病気による入院見舞金を支払いません。

- (1) その病気のための入院の発生日から2年を経過して請求があったとき。
- (2) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。
- (3) その病気のための入院の発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき。

(祝金・助成金・見舞金・祝品の支払・贈呈留保期間)

第19条 商工会議所は、被保険者が第8条、第9条、第10条の規定に該当した場合であっても、次によるときは、祝金・助成金・見舞金・祝品の支払い・贈呈を留保します。

- (1) 請求日が属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認後に支払います。

(運営要領の変更)

第20条 祝金・助成金・見舞金・祝品制度内容等の変更が必要と判断される場合には、商工会議所専務理事が改定するものとします。

(その他)

第21条 この運営要領に特段定めがない場合には、その都度商工会議所専務理事が定めるものとします。

附則

1. 本運営要領は平成26年5月1日から施行する。
2. 施行日前の発生事由は対象外とする。

附則

1. 第10条の改正は、平成28年5月1日から施行する。